

こども医療費助成事業事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、こども医療費助成事業の事務取扱いに関し、こども医療費助成事業費補助金交付要綱（昭和48年6月15日付け保予第288号衛生部長通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 助成対象

(1) 助成対象者

こども医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、県内の市町の住民基本台帳に記載されている医療の給付を受けたこどもを現に監護する保護者で、医療の給付を受けたこどもについて国民健康保険の被保険者又はその他の医療保険の被保険者の被扶養者として届け出ている者とする。

(2) 助成対象期間

ア 助成対象期間の始期

助成対象者としての要件を満たすに至った日とする。したがって、他市町村から転入することによって助成対象者としての要件を満たすに至った場合には、その転入日とする。

イ 助成対象期間の終期

助成対象者としての要件を欠くに至った日とする。したがって、他市町村へ転出することによって助成対象者としての要件を欠くに至った場合には、その転出日とする。

(3) 助成対象医療費

助成対象となる医療費は、法令又は他の施策に基づいて医療費の支払を受けられる部分以外のものとする。ただし、第三者の行為による傷病に係る医療費及び保険給付の対象とならない医療費、入院証明書料、差額ベッド料等は補助の対象には含まれない。

3 助成の方法

こども医療費の助成は、償還払又は現物給付の方法によって行うものとする。

4 自己負担金

交付要綱別表の自己負担金の算定における受診回数については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 複数の診療科を有する医療機関における取扱い

ア 同一日において医科及び歯科に受診した場合は、それぞれ1回の診療と数えるものとする。

イ 同一日において複数の診療科（歯科を除く。）に受診した場合は、併せて1回の診

療と数えるものとする。

(2) 同日再診

同日再診は1回の診療と数え、同一日において複数回再診を受けた場合はそれぞれ1回の診療と数えることとする。ただし、小児科外来診療料を算定する旨を届け出た医療機関にあっては、その対象者に対する再診は1回の診療とは数えないものとする。

(3) 保険薬局における取扱い

保険薬局において薬剤等の支給を受けた場合は、処方せんの交付を行った保険医療機関又は特定承認保険医療機関への受診と併せて1回の診療と数えるものとする。この場合において、自己負担金は保険医療機関又は特定承認医療機関において生ずるものとする。

5 現物給付による助成の方法

(1) こども医療費受給者証

ア こども医療費受給者証の交付

現物給付により医療費の補助を行う市町（以下「実施市町」という。）は、助成対象者の要件の有無を確認し、医療の給付を受けようとするこどもごとに、助成対象者に対してこども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。この場合において、当該対象者から様式1によるこども医療費受給者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）を提出させるものとする。

イ 受給者証の様式等

(ア) 受給者証の様式は、実施市町のうち、通院について県の補助基準に準じて自己負担金を定めた市町（以下「基準負担金市町」という。）にあっては様式2によるものとし、それ以外の市町にあっては様式3によるものとする。

(イ) 色は原則として白色とする。

ウ 公費負担者番号

実施市町は、別表に掲げる公費負担者番号を受給者証に記載するものとする。

エ 受給者番号

実施市町は、医療の給付を受けようとするこどもごとに、受給者番号を設定し、受給者証に記載するものとする。この場合において、受給者番号は10桁以内の数字とする。

オ 有効期限

受給者証の有効期限は、月の末日までとする。

(2) 受給者証の再交付

ア 再交付申請

対象者は、受給者証を滅失し、破損し、又は忘失したときは、様式5によるこども医療費受給者証再交付申請書により受給者証の再交付を実施市町に申請することができる。

イ 受給者証の再交付

(ア) 基準負担金市町は、受給者証の破損に係る再交付の申請を受けた場合であって、受給者証の当該月欄に医療機関の証明印が既に押してあるときは、当該月における医療機関での受診回数の確認の必要性を考慮して、当該月の経過をまって再交付するものとする。

(イ) 基準負担金市町は、再交付の申請を受けた場合（(ア)に掲げる場合を除く。）には、直ちに再交付するものとする。この場合においては、既に受診回数の証明を受けている場合であっても、改めて受診回数の証明を受けるものとする。

(3) 受給者証の更新及び返還

ア 受給者証の更新

対象者は、受給者証の有効期限が経過したときは、当該受給者証を添えて、(1)アに定める手続に準じて更新の手続を行うものとする。ただし、実施市町が保有する公簿等により、更新に必要な書類の内容を確認することができる実施市町の長が認めたときは、更新の手続を省略することができる。

イ 受給者証の返還

対象者は、助成対象の要件に該当しなくなったとき、又は忘失した受給者証を発見したときは、受給者証（忘失の場合は、発見した受給者証）を速やかに実施市町の長に返還するものとする。

(4) 受給者証の提示

対象者は、保険医療機関、特定承認保険医療機関、保険薬局又は柔道整復師施術所（以下「保険医療機関等」という。）で診療等を受けるときは、保険医療機関等の窓口でその都度必ず受給者証を提示しなければならない。

(5) 記載事項の変更等

対象者は、受給者証の記載事項に変更が生じたとき、又は加入している医療保険に変更があったときは、様式4によるこども医療費受給者証記載事項等変更届により実施市町の長に届け出るものとする。

(6) 保険医療機関等の事務手続

保険医療機関等における対象者の確認、自己負担金の徴収、費用の請求等の事務手続については、別に定める「こども医療費助成事業の現物給付実施に伴う事務取扱要領」に基づき行われるものとする。

6 現物給付の支払手続

(1) 支払事務の委託

実施市町は、保険医療機関等に対する支払事務等の処理を静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託するものとする。

(2) 国保連合会の費用の請求

国保連合会は、保険医療機関等から提出された様式6、様式7又は様式8によるこども医療費請求書（以下「請求書」という。）に基づき、各市町に対して費用の請求を行うものとする。

この場合において、当該費用には国保連合会の支払事務手数料及び保険医療機関等の事務手数料を含むものとする。

(3) 費用の支払

ア 市町の支払

実施市町は、国保連合会から費用の請求があったときは、所定の期日までに国保連合会に対して当該費用の全額を支払うものとする。

イ 国保連合会の支払

国保連合会は、実施市町から費用の支払があった後、医療保険の診療報酬支払の取扱いに準じて保険医療機関等に対して支払を行うものとする。この場合において、保険医療機関等に対する支払額には当該保険医療機関等の事務手数料を含むものとする。

(4) 支払事務手数料等の単価

国保連合会の支払事務手数料及び保険医療機関等の事務手数料の単価は、毎年度県が通知するものとする。

7 償還払

(1) 償還払とする場合

実施市町においても、次の場合には償還払の方法により助成するものとする。

ア 受給者証の交付までに日数を要し、その間に保険医療機関等に受診した場合

イ 県外の保険医療機関等に受診した場合

ウ 保険給付の対象となる補装具の支給を受けた場合

エ 保険給付に準じて行われるはり灸師の施術を受けた場合

オ 未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）、療育医療及び小児慢性特定疾患治療研究事業の公費負担医療制度において費用徴収された額

カ その他市町が認めた場合

(2) 助成の申請期間

償還払による助成は、当該子どもが医療の給付を受けた日から起算して原則として1年以内に申請があったものに対して行うものとする。ただし、未熟児養育医療及び療育医療の公費負担医療制度において費用徴収等された額については、その決定があった日から起算して1年以内とする。

8 家族療養付加金及び高額療養費との調整

(1) 家族療養付加金との調整

原則として、保険者は子ども医療費助成対象者に対しては、家族療養付加給付金を支給しないこととする。

(2) 高額療養費との調整

被保険者からの委任を受けて、市町が、各保険者から医療保険各法で定められた高額療養費支給申請書により受領を行うものとする。ただし、保険者から被保険者へ既に高額療養費が支給されている場合は、市町は、被保険者に高額療養費を請求するも

のとする。

9 市町における予算措置

市町は、毎年4月から翌年の3月までに助成する費用を当該年度の予算として措置を行うものとする。したがって、現物給付により助成する場合の保険医療機関等からの請求については、毎年2月診療分から翌年の1月診療分が予算措置の対象となること。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から適用する。ただし、この要領中の現物給付に係る取扱いについては、平成9年10月1日から適用する。
- 2 乳幼児医療費助成事業実施要領（昭和57年4月1日保予第19号衛生部長通知）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。ただし、この要領中の2(1)ウの所得要件に係る事項については、改正前の乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱及びこの要領に該当した者に限り、平成17年3月診療分まで適用しない。

附 則

この要領は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日診療分から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この要領中の外国人登録原票に係る事項については、平成24年7月9日より適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日診療分から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。